

高齢者はり・灸・マッサージ 施術費助成事業

高齢者の福祉の向上を図るため、はり・灸・マッサージの施術に要する費用の一部を助成します。

【対象者】

智頭町内に住所を有する人の内、75歳以上の人で、住民税等の滞納がない人

【助成枚数】

1人につき 12枚発行

(年度内に1人1回助成)

【助成金額】 1枚につき500円

【申請方法】

福祉課の窓口に来所の上、申請書を記入し、提出してください

※滞納状況等確認のうえ発行します。



温水プールの利用料の助成

心身に障がいのある人等が、身体機能の回復、運動能力・生活行動能力を高めて、健康で明るい生活を送ることを目的に、温水プールの利用料を一部助成します。

【対象者】

町内に住所を有し、次に該当する人

- 1) 身体障害者・療育手帳を持つ人
- 2) 医師が必要と認め、指示書を受けた人
- 3) その他町長が必要と認めたる人
- 4) 温水プールに会員登録している65歳以上の人(※)

【申請方法】

福祉課窓口にて申請書を記入して提出する。

【持ち物】 印鑑に加え、

- 1) 該当者…各種手帳
- 2) 該当者…医師の指示書

※温水プールに会員登録している65歳以上の人に対する助成は令和6年4月から新しく始まります。自分が対象であると思われる人、詳しい説明を受けたい人は、智頭温水プール(☎75-1671)まで問合せください。

問合せ先 保健センター福祉課 ☎75-4101

本籍地以外の市区町村で戸籍が取得できるようになりました

戸籍法の一部が改正され、令和6年3月1日から次のように変わります。

本籍地以外の市区町村での戸籍謄本の発行

今まで本籍地のある市区町村でのみ取得できた戸籍謄本について、お住まいの市区町村や勤務先の最寄りの市区町村の窓口でも取得できるようになりました。

【請求できるもの】

- ・戸(除)籍謄本 ・改製原戸籍

【請求できる人】

- ・本人 ・配偶者 ・父母、祖父母など(直系尊属)
- ・子、孫など(直系卑属)

【必要なもの】

- ・顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)



戸籍の届出に添付する戸籍謄抄本の不要化

婚姻届や養子縁組届など様々な戸籍の届出の際に、戸籍謄抄本の提出が不要となります。

問合せ先 役場税務住民課 ☎75-4118